



島根県報

平成29年7月28日（金）

号外第91号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示**島根県告示第417号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 7 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町大谷371番3地先から同387番2地先まで	前	メートル 5.50～ 16.90	メートル 205.70	松江県土整備事務所 交通安全工事 拡幅	
			後	5.50～ 32.10	205.70		
〃	出雲平田線	出雲市平田町1198番地先から同町1150番1地先まで	前	A	6.54～ 18.39	124.10	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 街路事業 拡幅
				B	6.50～ 22.30	160.90	
			後	A	6.98～ 29.80	132.60	
				B	6.50～ 22.30	160.90	

島根県告示第418号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 7 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町下口羽105番6地先から同181番1地先まで	メートル 397.20	平成29年 7月31日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡邑南町下口羽15番2地先から同23番1地先まで	56.40	平成29年 7月31日		